

あなたの空家等は大丈夫ですか？ 放っておくと大変なことに…

近年、わが国では、少子高齢化、人口減少社会が到来し、社会構造の大きな転換期を迎えており、適切に管理されていない空家等が、安全・防災や防犯、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす事例が全国的に増加し、大きな社会問題となっています。

国においては、平成26年11月「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」)」を公布し、平成27年5月には完全施行されました。この法においては、空家等の所有者または相続人の第一義的な責任を前提としつつ、市町村の役割として、空家等に関する対策を適切に講ずるよう努めることが規定されています。

■空家等を放置すると、こんな可能性があります

損害賠償

空家等に起因する事故や災害等が起きた場合、損害賠償責任を負う可能性があります。

特定空家等への認定

特定空家等に認定された場合、市が所有者等に改善を求めるほか、改善が見られない場合は、法に基づく勧告等を受ける場合があります。

※特定空家等とは…倒壊するおそれのある、衛生・景観上好ましくない空家等

■特定空家等に認定され、勧告を受けたら…

その建物に係る敷地は、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外され、税額が上がります。

区分	住宅用地特例		特定空家等(勧告)
	固定資産税の課税標準	都市計画税の課税標準	
200㎡/棟まで	1/6に減額	1/3に減額	特例の対象から除外
200㎡/棟を超える部分	1/3に減額	2/3に減額	



■空家等をどうすればいいの!?

- ①管理がわずらわしい → 「手放す」
- ②活用したい → 「住む、貸す、商売する」
- ③いずれ住みたい → 「定期的な点検、手入れ」



遠方に居住など長期間確認に行けない方などは、空家の管理サービスを提供する会社を利用するのもひとつの方法です。

平成30年10月1日から制度開始 老朽空家等除却費を一部助成します!!

詳細は、建築住宅課へお問合せのうえ、お申し込みください。

市では、老朽化して倒壊等のおそれのある危険な空家等の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、空家等の除却にかかる費用の一部を助成します。

対象 市内にある個人が所有する老朽化した家屋、これに附属する塀や倉庫など。

対象者 助成の対象となる方は次のとおりです。

- ・空家等の所有者またはその相続人であること
- ・空家等の所有者またはその相続人が複数の場合は全員の同意を得ていること
- ・申請者の前年度所得税額が27万円以下であること
- ・市税の滞納がないこと
- ・高山市暴力団排除条例(平成24年高山市条例第2号)に規定する暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと

補助対象経費 空家等の現地調査費、除却工事費、廃材処理費、施工管理費等

補助金の額 対象経費の1/2(限度額100万円)

申込 工事着手前に申請書類を建築住宅課(本庁3階)または各支所基盤産業課

- 注意事項**
- ・事前に市との協議をしていただく必要があります。
 - ・補助金交付決定前に工事着手された場合は、補助の対象となりません。
 - ・市の現場調査等により、助成の可否を決定します。
 - ・その他にも要件がありますので、詳しくはお問合せください。



問合 建築住宅課 ☎35-3176 Mail: ken-j@city.takayama.lg.jp